

平成25年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成25年3月1日（金曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政報告
- 第6 教育長就任の宣誓
- 第7 市政並びに教育行政執行方針演説
- 第8 報告第1号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第2号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第3号 例月出納検査結果報告
- 第11 報告第4号 例月出納検査結果報告
- 第12 報告第5号 定期監査報告
- 第13 報告第6号 行政監査報告
- 第14 承認第1号 専決処分の承認を求める件（平成24年度美唄市一般会計補正予算（第8号））
- 第15 議案第1号 美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件
- 第16 議案第2号 美唄市給与条例の一部改正の件
- 第17 議案第3号 美唄市防災会議条例及び美唄市災害対策本部条例の一部改正の件
- 第18 議案第4号 指定管理者の指定の件（美唄市民会館、美唄市立公民館、

- 美唄市立公民館拓北分館、美唄市立公民館桜井邸分館）
- 第19 議案第5号 指定管理者の指定の件（美唄市営野球場、美唄市営陸上競技場、サン・スポーツランド美唄）
- 第20 議案第6号 美唄市暴力団の排除の推進に関する条例制定の件
- 第21 議案第7号 美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件
- 第22 議案第8号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
- 第23 議案第9号 美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例制定の件
- 第24 議案第10号 美唄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例制定の件
- 第25 議案第11号 美唄市新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件
- 第26 議案第12号 美唄市道路の構造の技術的基準等を定める条例制定の件
- 第27 議案第13号 美唄市準用河川管理施設等の構造の基準を定める条例制定の件
- 第28 議案第14号 美唄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定の件
- 第29 議案第15号 美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道

- 技術管理者の資格基準に関する条例
制定の件
- 第30 議案第16号 美唄市公共下水道及び
都市下水路の構造の技術上の基準等
に関する条例制定の件
- 第31 議案第17号 美唄市道路占用条例の
一部改正の件
- 第32 議案第18号 美唄市都市公園条例の
一部改正の件
- 第33 議案第19号 美唄市営住宅管理条例
の一部改正の件
- 第34 議案第20号 美唄市手数料徴収条例
の一部改正の件
- 第35 議案第21号 指定管理者の指定の件
(美唄市一般廃棄物最終処分場)
- 第36 議案第22号 指定管理者の指定の件
(美唄市リサイクルセンター)
- 第37 議案第23号 指定管理者の指定の件
(美唄市南美唄福祉会館)
- 第38 議案第24号 指定管理者の指定の件
(美唄国設スキー場、美唄市体験交
流施設、美唄市パークゴルフ場)
- 第39 議案第25号 石狩川流域下水道効果
促進事業(汚泥等受入施設建設事業)
に対する支援に関する事務の委託の
件
- 第40 議案第26号 平成24年度美唄市一般
会計補正予算(第9号)
- 第41 議案第27号 平成25年度美唄市一般
会計予算
- 第42 議案第28号 平成25年度美唄市民バ
ス会計予算
- 第43 議案第29号 平成25年度美唄市国民
健康保険会計予算

- 第44 議案第30号 平成25年度美唄市下水
道会計予算
- 第45 議案第31号 平成25年度美唄市介護
保険会計予算
- 第46 議案第32号 平成25年度美唄市介護
サービス事業会計予算
- 第47 議案第33号 平成25年度美唄市後期
高齢者医療会計予算
- 第48 議案第34号 平成25年度市立美唄病
院事業会計予算
- 第49 議案第35号 平成25年度美唄市水道
事業会計予算
- 第50 議案第36号 平成25年度美唄市工業
用水道事業会計予算
- 第51 請願第1号 年金2.5%の削減中止
を求める請願

◎出席議員(14名)

議 長	内馬場 克 康 君
副議長	小 関 勝 教 君
1 番	倉 本 賢 君
2 番	長谷川 吉 春 君
3 番	谷 村 知 重 君
4 番	丸 山 文 靖 君
5 番	本 郷 幸 治 君
6 番	森 川 明 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	桜 井 龍 雄 君
9 番	金 子 義 彦 君
10 番	高 田 正 則 君
11 番	五十嵐 聡 君
13 番	土 井 敏 興 君

◎出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	市 川 厚 記 君
市 民 部 長	山 崎 一 広 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中 川 直 紀 君
商工交流部長	奥 山 隆 司 君
農 政 部 長	須 田 正 毅 君
都市整備部長	本 田 弘 明 君
消 防 長	後 藤 樹 人 君
総務部総務課長	佐 藤 崇 君
総 務 部 総 務 課 主 査	平 野 太 一 君

教育委員会委員長	高 橋 泰 浄 君
教育委員会教育長	早 瀬 公 平 君
教育委員会教育部長	伊 藤 敦 史 君

選挙管理委員会委員長	竹 山 哲 郎 君
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇 君

農業委員会会長	西 川 芳 勝 君
農業委員会事務局長	吉 田 寿 幸 君

監 査 委 員	山 口 隆 慶 君
監査事務局長	鎌 田 覚 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	中 平 匡 司 君
次 長	三 上 忠 君

午前10時00分 開会

●議長内馬場克康君 ただいまより、本日をもって招集されました平成25年第1回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長内馬場克康君 これより、本日の会議を開きます。

この場合、教育委員会委員長、教育長、並びに選挙管理委員会委員長から発言を求められておりますのでこれを許します。

初めに、教育委員会委員長。

●教育委員会委員長高橋泰浄君（登壇） 発言のお許しをいただきましてありがとうございます。

平成25年1月7日の教育委員会議におきまして、委員長に選任されました高橋泰浄でございます。本市の教育振興に向け、一層努力してまいります。

今後ともご指導賜りますようお願いいたします。

●議長内馬場克康君 教育委員会教育長。

●教育委員会教育長早瀬公平君（登壇） 発言のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつをさせていただきます。

昨年、12月定例市議会におきまして教育委員として、美唄市議会の皆様のご同意をいただき本年1月1日の教育委員会教育長としての互選を受け、同日付けで教育長に就任いたしました早瀬公平でございます。

今日、我が国におきましては、少子高齢化、高度情報化を始め、社会のあらゆる局面で加速度的な変化が進んでいますが、教育には学力の向上、豊かな心、健やかな体の育成はもとより、いじめ、不登校、体罰などの未然防止など多くの課題解決が求められています。こうした多くの課題をチャンスに変えて、美唄市の教育をさらに一層充実発展させていくためには、美唄市の教育目標にあります先人

の開拓の心を受け継ぎ、創造的で活力ある未来を拓くということを踏まえ、学校、家庭、地域が連携して、一体となった取り組みを進めていくことが大切であると感じますと同時に、その職責の重さに身が引き締まる思いを感じています。

微力ではございますが、私は美唄の子どもたちが心豊かにたくましく育ち、市民の皆様が生涯にわたって生き生きと学び続けることが出来るよう、誠心誠意、努力してまいりますので議員の皆様には何とぞご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞ宜しくお願い致します。

●議長内馬場克康君 次に、選挙管理委員会委員長。

●選挙管理委員会委員長竹山哲郎君 発言の機会をいただきありがとうございます。お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年 12 月 27 日付をもちまして、選挙管理委員会委員長に就任いたしました竹山哲郎でございます。

微力ではありますが、皆様方の負託に沿えるよう職務に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

●議長内馬場克康君 日程の第 1、会議録署名議員を指名いたします。

8 番 桜井龍雄議員

9 番 金子義彦議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より 3 月 21 日までの 21 日間とし、うち 3 月 2 日ないし 3 月 6 日、3 月 9 日ないし 3 月 20 日を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 3、諸般報告に入ります。

諸般報告については、朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、諸般報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 4、議長報告に入ります。

議長報告についても、朗読を省略いたします。

議長報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 5、市政報告に入ります。

市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) 平成 25 年第 1 回市議会定例会にあたり市政の主なものについてご報告申し上げます。

美唄市豪雪対策本部の設置について申し上げます。

昨年以来の豪雪に対応するため、去る1月17日に美唄市豪雪対策本部を設置いたしました。1月15日時点で降雪量は、6メートル57センチメートルに達し、近年稀に見る豪雪であった昨年同日の9メートルと比較して遜色のない状況になっていたことに加え、一昨年までの5年間の平均である3メートル79センチメートルと比較しますと、約1.7倍の状況となっていました。対策本部といたしましては、豪雪による雪害等の発生に備え、全庁的な警戒体制をとることを基本に道路除排雪については、幹線道路、通学路、バス路線を優先的に実施するとともに、高齢者や障がい者の皆さんの安全確保を図ること、また、昨年度の豪雪により公共施設等に大きな被害が発生したことから、施設の安全点検に万全を期すことなど、必要な対策を進めてまいりました。

また、除雪作業の際の事故防止に関しましては、広報紙や市のホームページなどで啓発活動を行うとともに、危険家屋や空き家の確認と把握のため市内巡視などを行ったところであります。なお、去る12月17日には癸巳町1区に新たな公共用の雪捨て場を設置したところであります。

1月下旬から2月中旬にかけては、気温も終日零下となる真冬日が続いたものの降雪は一時的におさまり、この間、市内においては大きな被害は発生せずに推移しておりました。その後、2月下旬には連日の大雪となり、累積降雪量は10メートルを超え、積雪量は、2月23日時点で1メートル45センチメートル

に達し、幹線道路とともに生活道路についても道路幅が極端に狭くなり、交通に支障が出る状況となっていましたので、幹線道路の拡幅除雪及び排雪を精力的に実施するとともに、生活道路の道路幅確保のための除雪作業を順次実施したところであります。

また、道の緊急雇用対策事業費補助金の支援を受けるなど、2月26日までに高齢者や障がい者の皆さんの安全確保のため27件の福祉除雪を実施したほか、学校、幼稚園、保育所など各公共施設15件の除雪を実施したところであります。

豪雪によるこれまでの被害状況としましては、人的被害では、除雪作業等での負傷者数が7名ございました。

市民生活への影響としましては、市民バス東線の部分運休が1件、ごみ収集の遅延が2件、小中学校の一斉下校が2件ございました。

また、農業被害及び民間の建物被害については、現在のところ報告は受けていないところであります。

2月26日現在の降雪量は10メートル30センチメートル、積雪量は1メートル35センチメートルとなっておりますが、今後の降雪に備え、市民生活の安全確保、道路交通や経済活動の確保に向け、引き続き必要な対応を実施してまいります。

以上申し上げます、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第6、教育長就任の宣誓に入ります。

教育長。

●教育委員会教育長早瀬公平君（登壇） 教育長就任に当たり、美唄市まちづくり基本条

例第 18 条第 2 項の規定に基づき宣誓を行います。

宣誓、私は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める教育長の職務とその重責を深く自覚し、本市の教育の振興に全力を傾注してまいります。

ここに、主権が国民にあることを定めた日本国憲法並びに教育の本旨を定めた教育基本法を尊重するとともに、美唄市まちづくり基本条例の理念と基本原則を遵守し、教育を通じ地方自治の推進と市民福祉増進のため、公平・公正かつ誠実に職務を遂行することを誓います。

平成 25 年 3 月 1 日

美唄市教育委員会 教育長 早瀬公平

●議長内馬場克康君 次に日程の第 7、市政並びに教育行政執行方針演説に入ります。

市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) 平成 25 年第 1 回市議会定例会に当たり、市政執行についての私の所信を申し上げます。

私が、市長の重責を担わせていただいてから 1 年 7 カ月が過ぎ、本年は任期の折り返しを迎えることとなります。

去年は、地元企業の設備投資や新たな小売店舗の進出が見られるなど、地域経済は一部持ち直しの兆しがみられるものの、長引く景気低迷や人口の減少、本格的な超高齢化社会が到来している中で、地域経済の活力づくり、地域医療問題や財政健全化など取り組むべき課題が依然として山積している状況にあります。

このような状況のもと、私は、ふるさと美

唄の再生に向けて市民の皆さんをはじめ国や道・関係機関の協力をいただきながら、市政の重要課題についてスピード感を持って取り組んでまいりました。

現在、食、文化・芸術施設、自然環境など、本市の地域資源を活用した観光・交流などの取り組み、子育て支援、安全・安心なまちづくりなど、着実に様々なまちの活性化の芽が生まれ育まれております。

私は、まちづくりをより効果的に進めていくためには、常にアンテナを広く張り、市民の生活に関する情報や、国・道などの動向を把握し、美唄を取り巻く情勢をしっかりと見極めることが大切であると考えており、厳しい財政状況にあっても、まちの活性化の芽を大切にしながら、将来へ希望の持てる活力あふれるまちづくりに向けて引き続き全力で取り組んでまいります。

平成 25 年度の市政執行に当たり、私の基本姿勢を申し上げます。

私のまちづくりの基本は、市民の皆さんとの信頼関係の中で市からの積極的な情報発信と地域が抱える様々な問題意識を共有しながら、その解決に向けて手を携えて取り組んでいくことであります。

厳しい財政状況の中にあっても、本市の独自性・優位性を最大限に活かして、市民の皆さんとの協働により広域的な連携を視野に入れながら、人も元気に、まちも元気に、光輝く美唄となるよう取り組んでいくことが私の責務であります。そのためには、多くの課題を一つひとつ解決し、財政健全化を前進させることが重要であることから、「びばい未来交響プラン」とともに、「財政健全化計画」、「市

立美唄病院経営健全化計画」を着実に推進してまいります。

私は、平成 25 年度の予算編成に当たっては、以上のような点を踏まえ活力あるまちづくりに向け、地域経済の活性化、自然環境の保全や生活環境の整備、安全・安心の確保、人づくりを重点に置き、市民の皆さんとの連携・協働によるまちづくりを進めてまいります。

次に、平成 25 年度の主要施策について申し上げます。

まず、「人と情報が行き交いにぎわいが生まれるまちづくり」であります。

農商工連携については、「美唄市産業振興計画」に基づき美唄産の農産物を加工し、付加価値を有する新しい商品・特産品の開発から販路拡大に向けた取り組みに対して、引き続き支援するとともに、産業間連携が図られるよう関連団体とのさらなる連携強化に努めてまいります。

農業振興については、生産性の高い農地の整備に向け、国営農地再編整備事業、道営経営体育成基盤整備事業などの推進に努めてまいります。

また、「美唄市農業ビジョン」に基づき農業経営の体質強化と安定化、消費者に信頼される産地づくりに向けて、経営所得安定対策や環境保全型農業の推進とともに、水稻及び畑作の生産振興、地元農産物や加工品の P R ・販売の促進、さらにはエゾシカ、アライグマ等の捕獲による農産物の被害防止、修学旅行生の農業体験の受け入れ等にも引き続き取り組んでまいります。

商工業振興については、商業者自らが行う中心市街地の活性化や市民の皆さんの買い物

の利便性を高めるための取り組みを支援するとともに、「地域経済円卓会議」を通じて市内経済の抱える課題について情報交換を行い、その解決に向け取り組んでまいります。

雪冷熱エネルギーを活用した「大規模冷温食糧備蓄基地構想」については、食料に加え、その他日用品等を迅速に供給できる機能を兼ね備えたものに見直し、その実現に向けて、国や道に対する要望活動を強化してまいります。

また、「ホワイトデータセンター構想」の実現を目指して、空知団地へのデータセンター誘致に向けた I T 関連セミナーへの出展や企業訪問等の取り組みをさらに大きく展開し、省エネ関連事業など、今後、成長・発展が期待できる企業の誘致活動を積極的に推進し、地域振興や雇用の創出に結び付けてまいります。

観光・交流については、首都圏や関西圏で開催される物産展やイベント等に出展し、特産品や観光の P R を実施するとともに、インターネットショッピングによる特産品の販路拡大に向けた取り組みを支援してまいります。

また、札幌圏からの日帰りツアーを継続的に実施するとともに、国の制度を活用して、海外からのサイクリングツアー客の誘致に向けた取り組みを進めるほか、観光 P R 映像を制作するなど、道外や国外からの観光客を視野に入れた広域的な観光振興の取り組みを進めてまいります。

市外からの移住促進については、首都圏や関西圏での P R の実施や、住宅の新築や中古住宅の購入に対する助成の取り組みを継続してまいります。

公共交通については、「地域公共交通総合連携計画」に基づき市民バスを運行するほか、乗合タクシーを茶志内日東地区・中村沼の内地区・西美唄開発地区でも本格運行してまいります。また、路線バスへの運行助成を行い、市民の皆さんが必要とする足の確保に努めてまいります。

情報化については、国や道の情報化施策の動向を見極めるとともに、多様化・高度化する利用者のニーズに応えるため、光回線のサービスエリアの拡大に努めるとともに、市のホームページやフェイスブック等のソーシャル・ネットワークキング・サービスを活用した双方向での情報交流を進め、市民生活の利便性向上と美唄の魅力を積極的に発信してまいります。

また戸籍事務を効率化し、正確で迅速な処理を行い市民サービスの向上を図るため、平成 26 年度からの戸籍事務の電算化に向けて、データ作成やシステムの構築に着手いたします。

次に、「人と文化を育み交流が広がるまちづくり」であります。

子育て支援については、地域における子育て力を育むため、引き続き子育てサポーターなどの育成を図るとともに、地域子育て拠点支援事業を実施してまいります。

また、小学校就学前の子どもに対する教育、保育及び子育て支援を総合的に進めるため、本年 4 月に「認定こども園ひまわり」を南美唄地区に開設し、子どもたちを健やかに育成する環境を整備してまいります。

学校教育については、家庭、学校や地域が連携・協力し、児童生徒の安全確保に配慮し

ながら、確かな学力の育成とともに豊かな心、健やかな体の育成を図り、人間性豊かな人づくりを目指してまいります。

芸術・文化・生涯学習については、市民の皆さんが主体的に活動するための環境づくりに努めるとともに、文化・体育施設の安全性・快適性の向上のため、計画的な整備を図ってまいります。

まちづくりを担う人づくりについては、地元で教養を深め、専門的な知識や技能などを習得することができる機会を創出するため、引き続き札幌国際大学、札幌大学、札幌大谷大学のご協力をいただきながら、美唄商工会議所等と連携して、美唄サテライト・キャンパスを実施し、各種講座の開設や大学との協働事業に取り組んでまいります。

男女共同参画については、「美唄市男女共同参画条例」に基づき、男女がともに活躍できる社会づくりを進めるため、美唄市男女共同参画推進協議会の皆さんとともに講演会や広報活動などの啓発活動を継続してまいります。

また、道などの関係機関との連携を図りながら、配偶者等からの暴力の被害に関するものなど、各種相談を引き続き実施してまいります。

平和施策については、「核兵器廃絶平和都市宣言」や「美唄市まちづくり基本条例」における「平和の希求」の理念のもとに、平和図書コーナーの設置や平和ミニコンサートの開催など、平和祈念事業を継続し、市民の皆さんと平和の大切さを一緒に考える機会をつくってまいります。

次に、「豊かな景観あふれるエコロジーなまちづくり」であります。

自然保護については、「第2期宮島沼保全活用計画」に基づき、環境省と連携を図りながら、湿地環境の保全及び再生に向けた基礎的データの収集や調査を行い、宮島沼の保全と活用に向けた取り組みを進めてまいります。

環境行動については、市民一人ひとりが省エネルギーやごみの減量化など環境を大切にする行動に取り組めるよう、エコセミナーやごみの出前講座などを通じて、情報提供に努めるとともに、家庭での省エネルギーへの取り組みやエコドライブなど、実践的な活動を広げてまいります。

生ごみを除く可燃ごみについては、平成27年度からの広域処理に向け、収集方法等の見直しや一時収納施設の規模などについて検討を行います。

生ごみについては、循環型社会の構築を目指して、生活環境影響調査、施設基本設計などを行い、生ごみの堆肥化施設の整備に向けて取り組んでまいります。

また、し尿については平成27年度からの広域処理に向けた施設整備を進めてまいります。

都市基盤整備については、市道では西21線、美培線、拓北・峰樺西7号線の整備を引き続き進めるとともに、改良舗装や側溝等の整備を行うほか、橋梁では「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、老朽化した光北橋や光陽橋の架け換えを行い安全性の確保に努めてまいります。

除排雪については、関係機関と連携しながら、市民生活や経済活動の基盤となる道路・歩道の除排雪や間口除雪を行い、安全で安心な冬の暮らしの確保に一層努めてまいります。

広域交通網の整備については、国道12号峰

延道路の4車線化や主要道道美唄富良野線、旭通などの道道整備の早期完成に向けて、国や道などに引き続き要望してまいります。

市営住宅については、東光団地や東明恵愛団地の外部改修を行い、入居されている方々の居住環境の改善を図るほか、東明中央第2団地の用途廃止を行い、周辺住民の安全確保に努めてまいります。

民間住宅の居住環境の向上を図るため、バリアフリーや断熱改修に対する助成を引き続き実施してまいります。

上水道については、老朽化した配水管の改良事業や漏水調査を継続し、有収率の向上や配水管の耐震化及び赤水の解消に取り組んでまいります。

また、桂沢水道企業団の浄水場の更新や水道事業の広域化に向けた検討を継続的に行ってまいります。

下水道については、東明・茶志内・峰延地区の整備を計画的に進め、汚水処理区域の拡大や水洗化を促進するとともに、下水道処理区域外については、合併処理浄化槽の設置を継続して実施してまいります。

景観・緑づくりについては、地域での景観づくり活動を支援するほか、「公園施設長寿命化計画」に基づき、いなほ公園やあけぼの公園の老朽化した遊具を更新するとともに、適切な維持管理を行い利用者の安全と快適な環境づくりに努めてまいります。

森林については、「美唄市森林整備計画」に基づき、分収造林受託事業や防風林維持管理事業等の実施により、市有林の適正管理を進めるとともに、民有林に対する支援を通じて、森林の保全と活用に努めてまいります。

次に「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」であります。

保健については、「ヘルシーライフ 21 第 2 期計画」に基づき、一人ひとりの健康や生活の状況に応じたきめ細かな支援を実施するほか、地域における市民主体の健康づくりの取り組みを支援するなど、ライフステージに応じた健康づくりを総合的に推進してまいります。

また、子宮頸がんや小児用肺炎球菌等ワクチンの予防接種や各種検診を実施して、疾病予防のための支援を行ってまいります。

国民健康保険事業では、特定健診の受診率向上やジェネリック医薬品の使用促進等により医療費の抑制を図るほか、収納対策の強化など、国保事業の安定的な運営に取り組むとともに、国庫負担の拡充に関する制度改正の要望を行ってまいります。

地域医療については、市民に信頼され心の支えとなる病院を目指し、安定かつ継続した良質な医療を提供する公立病院としてその役割を果たすため、「市立美唄病院経営健全化計画」及び「市立美唄病院改革プラン」に基づき、経営の健全化を推進してまいります。

また、市立病院の今後のあり方については、現在、策定作業を進めている「美唄市地域医療提供体制ビジョン」を踏まえ「アクションプラン（行動計画）」を策定するほか、総合診療医を中心とした医師確保や医療連携に向けて、全力で取り組んでまいります。

救急医療については、引き続き地元医師会と緊密な連携を図り、救急搬送や救急医療体制を確保してまいります。

障がい者福祉については、「美唄市障がい者

プラン」に基づき、障がいを抱えた方が可能な限り身近な場所で日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスを総合的・安定的に提供するとともに、聴覚に障害がある方に話の内容をその場で文字にして伝える「要約筆記者」の養成等、地域生活支援事業の充実に努めてまいります。

高齢者福祉については、高齢の方が支援や介護が必要な状態になっても地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、住まいや医療、介護、生活支援サービスが利用者のニーズに応じて包括的・継続的に提供できる「地域包括ケア体制」の充実に努めるとともに、高齢の方が要介護状態などに至ることなく健康でいきいきと生活できるよう、介護予防事業等を推進してまいります。

また、障がいや高齢に伴い判断力に不安のある方々の権利や財産を守るため、関係団体との連携により市民後見人の育成を図るとともに、成年後見人制度を周知してまいります。

次に、「安全で安心して住めるまちづくり」であります。

防災については、市民の安全で安心な生活を守るため、空き家対策の検討を進めるほか、避難時に必要な情報を市民にわかりやすく提供できる「防災ガイドマップ」を新たに作成し全戸に配布いたします。

また、災害発生に備え、非常食や毛布等の備蓄、発電機や石油ストーブ等の防災資機材等を計画的に整備いたします。

地域の防災力向上のため、自主防災組織の設立促進と活動の充実に努めるとともに、周辺市町とも連携を図りながら災害等に備えてまいります。

防犯や交通安全については、関係団体等と連携を図り、安全な地域づくりのための活動を継続してまいります。

消防については、水槽付き消防ポンプ自動車や消火栓の更新を行うほか、消防救急無線のデジタル化に向けて調査を実施するとともに、住宅用火災警報器の設置促進や火災予防のための広報活動を継続してまいります。

また、市民向けの救命講習会を開催し、市民との協働により救命率の向上を図ってまいります。

消費者保護については、近年、電子メールや携帯電話による不当請求など多種多様な消費相談が寄せられていることから、美唄消費者協会等と連携し、市民の皆さんへ必要な情報提供を的確に行うなど、消費者被害の防止に努めてまいります。

雇用対策については、厳しい経済・雇用環境ではありますが、障がい者雇用や高齢者雇用に関する国等の動向に留意しながら、緊急雇用創出事業など、国や道の助成制度の活用を図るとともに、就職希望者の技能や知識習得に対し支援を行うほか、企業誘致活動を積極的に展開し、市民の皆さんの生活基盤となる雇用の場の確保に努めてまいります。

また、国と市が共同運営する、ふるさとハローワーク「ジョブガイドびばい」において、就職希望者へのきめ細かな情報提供や相談を行うなど、就職支援を総合的に実施してまいります。

コミュニティについては、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向け、互いに助け合い、支え合う仕組みができるよう、美唄市社会福祉協議会等と連携を図りながら、町内会によ

る防犯パトロールや高齢者の見守り、せわすき・せわやき隊による登下校時の子どもの見守りなど、様々な自主的な取り組みを支援してまいります。

また、北部生活圏における集落機能の維持・活性化のために、茶志内・中村・日東地区の連合会が主体的に取り組む買い物支援事業、観光・産業振興事業、地域宅配サービス事業、地域防災力向上事業について、地域コミュニティの活性化に繋がるよう必要な支援を行ってまいります。

次に、「みんなで力を合わせるまちづくり」であります。

協働のまちづくりについては、自分でできることは自分で行う「自助」、地域住民で助け合う「共助」、地域でできないことは行政が行う「公助」という役割分担の考え方のもとに、市民と行政がお互いに情報の共有を図り、対話を通じて共通の目的を達成する、双方向の協働関係を目指すことが重要であることから、広報紙やホームページ等による広報活動及び自治組織代表者会議やまちづくり地区懇談会等による広聴活動の充実を図るほか、まちづくりに関する各種講座を通じて担い手の育成を図ってまいります。

行財政運営については、多様化する社会や時代の変革期にあって、柔軟かつスピード感をもって課題解決に取り組むとともに、公平・公正で透明性のある自治体経営の確立と財政の健全化を実現するためには、職員の意識改革、能力開発や効率的・横断的な組織づくりが必要です。

このため、職場研修や民間派遣研修の実施、美唄サテライト・キャンパスの活用、さらに

は、国や道との人事交流による高い専門性を持った人材の育成を図ってまいります。

また廃校となった校舎など遊休施設の利活用に向けた検討を進めてまいります。

今後はさらに、国や道、民間におけるまちづくりや地域活性化に関する助成制度等の情報の共有化を進め、財源を有効に活用して健全な行財政運営に努めてまいります。

以上、平成 25 年度の市政執行方針を申し上げます。

「変化を脅威ではなく、機会としてとらえる」ことが企業経営には必要な視点であります。

多様化する社会や時代の変革期にあって、私たちは慣れたやり方の心地よさに安住するのではなく、変化を迎え撃つことが重要であると考えます。変化を日常とし、変わることをとらえなければなりません。

本市の財政状況は、依然として厳しい状況ではありますが、私は、ふるさと美唄の再生に向けて限られた財源の中で選択と集中を図りながら、より効果的かつ効率的な事業展開となるよう事業内容を検証し、「びばい未来交響プラン」の都市像にかかげる「食・農・アートが響き合う緑のまち美唄」の実現を目指し、希望に満ちた明るい未来を創造し、生き生きとした暮らし、生きる喜びが実感できるまちづくりを進めてまいります。そのため、私は一層のトップセールスに努め、企業誘致や特産品の販路拡大など、地域経済の活性化に向けた取り組みを積極的に進めるとともに、本市が抱えている多くの課題について、しっかりと地に足をつけながら、前例や慣習に捉

われることなく、スピード感をもって取り組んでまいりたいと考えておりますので、市民の皆さん、市議会議員の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君（登壇） 平成 25 年第 1 回市議会定例会にあたり、教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

現在、わが国では経済金融政策をはじめ、雇用対策、エネルギー政策、防災・減災対策、国際関係など多くの課題が山積しております。

また、教育に関しては、いじめや体罰の問題が社会問題として大きく取り上げられております。今後の社会を展望するとき、これらの諸課題の解決に向け、国全体として取り組むことが急務であると同時に、私たち一人ひとりに人との温かい心のつながりを回復し、互助や共助といった支え合いに基づく活力ある地域社会を再構築していく努力が求められております。その中で、教育が果たすべき役割も、一層、重要になっていると考えております。

教育委員会といたしましては、このような困難な時代にあるからこそ、引き続き、子どもたちに対する責任ある教育を行い、人間性豊かな人づくりを目指すとともに、市民の皆さんが自らの内面を磨き、社会や暮らしの中で必要とされる知識や技術を習得するなど、生涯にわたって学習することのできる環境づくりを進めていかなければならないと考えております。

平成 25 年度の本市の教育行政については、以上のような考え方に基づき、各分野の施策

に取り組んでまいります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

幼稚園教育につきましては、市立三井美唄幼稚園が平成 24 年度をもって閉園となり、平成 25 年度から、公立幼稚園については、市立栄幼稚園の 1 園体制となります。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、集団の中での遊びを通して、心身の調和のとれた発達の基礎を築いていくことが大切です。

そのため、幼稚園周辺の自然や芸術的環境を活かした魅力ある幼稚園教育を進めるとともに、教職員の合同研修や特別支援教育の円滑な引継ぎなど、幼・保・小・中の連携強化に努め、幼児の主体性を育み、義務教育への円滑な接続を図ってまいります。

また、今後の少子化の影響を勘案し、幼稚園教育振興計画の改定作業を行ってまいります。

小中学校の教育につきましては、西美唄小学校と中央小学校が統合し、平成 25 年度からは小学校 5 校、中学校 4 校の体制となります。

児童生徒数が減少する中であっても、小中学校においては、子どもたちが確かな学力や豊かな心、健やかな体を育み、考える力や表現する力、判断する力を総合的に育成する教育を進めることが重要であります。

このため、確かな学力の育成につきましては、児童生徒の学力の状況を的確に把握し、学力向上プロジェクトチームによる検証と考察を行い、授業の工夫や改善につなげるとともに、望ましい生活習慣や学習習慣の確立に向けた家庭への啓発等を行ってまいります。

また、複式学級がある小学校については、

新たに学習支援員を配置し、理科や社会科の授業における学習支援体制の充実を図ってまいります。

美唄らしい特色ある教育の推進に向けては、グリーン・ルネサンス推進事業において、幼・小・中・高校間での学びの連携に努め、児童生徒のまちに対する理解を深めるとともに、共同作業や作物の生育などを通して考える力を伸ばしてまいります。

総合的な学習の時間では、農業体験のほか、自然体験や環境教育、福祉教育、キャリア教育などに取り組んでまいります。

豊かな心の育成につきましては、感動する心や思いやりの心を育むとともに、社会性を身につけることが重要であります。

このため、様々な体験活動や読書活動について一層の充実を図るとともに、心と心をつなぐ指導について研究と実践を進め、児童生徒によるいじめのない明るく楽しい学校づくりについて話し合う仲間づくり子ども会議の開催など、学校全体によるいじめの根絶に向けた意識の醸成に取り組み、望ましい人間関係を築く力や公共の精神、規範意識を高めてまいります。

また、児童生徒や保護者が抱える様々な悩みを解消するため、スクールソーシャルワーカーの継続した配置とともに、教育相談機能の向上を図ってまいります。

不登校対策としては、適応指導教室の充実など、児童生徒が主体的に学習等に向き合う環境づくりに努めてまいります。

健やかな体の育成につきましては、家庭や地域との連携を図りながら、児童生徒の心身の発達段階に応じた体力の向上や食と健康に

関する正しい知識の習得により、健康的な生活習慣を身につけることが重要であります。

このため、体力テストの実施や「一校一実践」の取組みによる運動能力の向上と体力の増進など、心身の健康保持に関する指導を進めてまいります。

平成 25 年度は、北海道中学校体育連盟による卓球大会が本市で開催されることから、大会の運営を支援してまいります。

子どもの歯の健康づくりに向けては、公立幼稚園に続き、小学校でのフッ化物洗口を実施してまいります。

食育の推進に関しては、食農教育や学校給食を通じ栄養教諭を中心とした指導を行うとともに、学校給食では、安全性と衛生管理を徹底し、地元食材を活用した安全で安心な給食を提供してまいります。

特別支援教育につきましては、児童生徒の教育的ニーズに応じた計画的、継続的な指導や支援の充実が求められております。

このため、美唄市特別支援教育連携協議会及びその専門家チームによる学校の巡回相談などを通じて、一人ひとりの生活面や学習面の状況に応じた適切で計画的な指導を進めてまいります。

また、普通学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童に対して、新たに特別学習支援員を配置し、支援体制の充実を図ってまいります。

信頼される学校づくりにつきましては、学校改善に向けた取り組みを逐次、家庭や地域に発信し、学校への理解を深めるとともに、これまで進めてきた保護者や学校評議員などによる学校関係者評価を学校改善に活かして

いくことが大切であります。

このため、学校や地域の特性を活かした魅力ある教育活動を展開するとともに、学校だよりの配布や地域参観などを実施してまいります。

また、安全・安心な学校生活の確保のため、学校安全マップの整備・更新を行い、児童生徒への防犯・防災教育と安全指導の徹底を図るとともに、通学路の安全点検や標識の設置等に取り組んでまいります。

教職員の不祥事防止については、コンプライアンス確立月間の周知徹底を図るなど、信頼される学校づくりに向けた取り組みをさらに進めてまいります。

教職員の研修の充実につきましては、実践的指導力の向上を目指した校内研修の活性化や公開研究指定校授業の積極的な実施、空知教育センターなどが開催する各種研修会の活用を図ってまいります。

また、情報機器やデジタルコンテンツを有効に活用した授業が行えるよう ICT 研修を実施するほか、カウンセリング研修等に取り組むなど教職員の資質の向上に一層努めてまいります。

「ふるさと美唄研修」については、教職員が美唄の歴史や文化、伝統、産業などを学んだ上で、地域の特色を踏まえた指導を進めることができるよう引き続き実施してまいります。

学校施設の整備につきましては、安全で快適な教育環境の実現を目指し給排水衛生設備改修工事等を実施するほか、スクールバスの更新を行います。

また、老朽化が著しい教職員住宅の解体や

統廃合により不用となっている学校設備・備品類の廃棄等を実施いたします。

中・高等教育につきましては、市内の道立高等学校の教育内容が広く市民の皆さんに理解され、地元からの進学意欲につながるよう教育活動の紹介や中学校との情報交換などの取り組みを支援してまいります。

また、北海道中央コンピュータ・カレッジへの入学金助成事業や奨学資金貸付事業を継続し、地元からの入学促進と経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

生涯学習活動の充実につきましては、自己の充実や啓発、生活の質の向上などのために、自分に適した手段や方法を選び、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりが求められております。そのため、市民カレッジの開催や美唄サテライトキャンパスにおける市民教養講座の開設などを通じ、教養を深め、地域や社会の動きについて学習する機会の提供に努めるとともに、生涯学習に関連する情報を系統的に提供してまいります。

芸術文化の振興につきましては、市民の皆さんの芸術鑑賞等に対する多様な意向を踏まえ、NPO法人美唄市文化協会やNPO法人アルテピアッツァびばいをはじめ、関係団体等と連携し、芸術文化活動の実施や支援などにより、心豊かで充実した生活の実現に向けた展開を図ってまいります。

アルテピアッツァ美唄につきましては、景観に配慮した施設整備を行うほか、一層の利用拡大を目指し、美術館としての位置づけに向けた検討を進めてまいります。

社会教育施設につきましては、市民会館・

公民館等での指定管理者による適切な施設の管理運営とともに、文化財の保護と活用などを含め、市民の皆さんの参加・協働を基本として、幅広く生涯学習活動に供してまいります。

郷土史料館につきましては、施設の利用方法の見直しを行い、小中学生から高齢者まで、幅広い年代に利用が広がり、交流の場としての活用につながるよう引き続き検討を進めてまいります。

図書館につきましては、市民の皆さんが読書活動を広げ深めることができるよう図書や情報提供の充実に努めるほか、図書館システムの更新を行い業務の効率化を図ってまいります。

また、子どもの読書活動につきましては、ブックスタート事業や読み聞かせボランティアの活動などを通じ、本に親しむ環境づくりを進めるほか、新たに学校図書室の環境改善に向けた支援を行い、学校や家庭での読書活動の充実につなげてまいります。

青少年の健全育成活動の推進につきましては、少子化の動きとともに、情報通信技術の進化や情報量の増大などにより子どもたちを取り巻く環境が急速に変化していることから、子どもたちの健やかな成長を確かなものとするために、学校や家庭、地域がそれぞれの役割と責任のもとに連携し、社会全体で取り組んでいくことが重要であります。

このため、学校支援地域本部事業の充実を図るとともに、子ども会育成連絡協議会などの青少年育成関係団体との連携に努めてまいります。

また、学力と体力の向上など、心身のバラ

ンスのとれた成長を促すため、ダンスや水泳などの運動を組み合わせたスポーツ教室の開催や、漢字検定の実施、芸術文化活動の活性化などに努めてまいります。

青少年センターにつきましては、犯罪から子どもたちを守るとともに問題行動を未然に防止するため、学校や家庭、各関係機関と連携して街頭指導や相談事業を実施するなど、指導、啓発に努めてまいります。

放課後児童施設につきましては、西美唄小学校区の施設を中央小学校の校区の施設に統合し、平成25年度からは市内5施設において、昼間、保護者が家庭にいない児童の学習指導や交流活動などを行い、児童の健全な育成を進めてまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

生涯スポーツの振興につきましては、少子高齢化が進む中、市民の皆さんがそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツ・レクリエーション活動やウォーキングなどの健康づくりに、気軽に取り組むことができる環境づくりが求められております。

そのためNPO法人美唄市体育協会をはじめスポーツ団体等と連携し、各種のスポーツ大会やスポーツ教室、イベントなどを開催するとともに、学校体育施設開放事業等により生涯スポーツの振興に努めてまいります。

体育施設につきましては、指定管理者制度を導入している施設に関しては、指定管理者による適切な施設の管理運営を継続するとともに、関係団体との連携、協力のもと、安全で快適な施設の提供に努めてまいります。

総合体育館では、施設の改修、用具の更新を行うほか、大規模改修に向けた実施設計を

行い、温水プールでは、ろ過系統設備の改修を実施いたします。

屋外スポーツ施設につきましては、市営球場のバックスクリーンの安全対策や陸上競技場の器具庫の整備などに取り組んでまいります。

以上、平成25年度の教育行政執行方針を申し上げます。

現在の教育制度に関しましては、国において教育改革に向けた本格的な議論が始まったところであり、今後、具体的な方向づけがなされていくものと思われま

す。6・3・3・4制や教育委員会制度のほか、学力の向上、いじめや体罰の問題など、多くの教育課題が提起されている中、わが国全体の教育制度に関する議論とともに、地方教育行政については、その安定性や中立性を確保していくために様々な視点から議論を深めていくことが必要であると考えております。

子どもたちの豊かな人間性を育み、国際社会に適応できる人材を養成していくために、私たちは、国の動きを注視しながらも、本市の学校教育や社会教育に関して、将来のまちづくりを見据えながら、そして何よりも美唄らしい教育のあり方を求め、市民の皆さんとともに検討と実践を積み重ねてまいりたいと考えております。

本市教育行政の執行に当たりまして、市民の皆さん並びに市議会議員の皆さんの一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

●議長内馬場克康君 次に日程の第8、報告第1号例月出納検査結果報告ないし日程の第13、報告第6号行政監査報告の以上6件を一

括議題といたします。

これより本件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第1号ないし報告第6号の以上6件を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第14、承認第1号専決処分の承認を求める件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました承認第1号専決処分の承認を求める件について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、専決第1号平成24年度美唄市一般会計補正予算（第8号）について、本年度の豪雪により、累積降雪量並びに積雪量が平年の数値を大きく上回るため、道路排雪に係る経費及び道の緊急雇用対策事業費補助金を活用し高齢者等住宅、公共施設の除雪等に係る経費を増額補正するもので、急を要することから、地方自治法の規定により去る1月28日付で専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,208万6,000円を増額補正し、補正後の予算総額を166億9,221万5,000円としたものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、労働費に除雪等豪雪対策事業を、土木費に除排雪事業を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する地方交付税、道支出金をそれぞれ計

上し、財源対応をいたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 これより承認第1号について質疑を行います。

1番、倉本賢議員。

●1番倉本賢議員 ただいまご提案がありました承認第1号平成24年度一般会計補正予算（第8号）に係る専決処分に関しまして質疑をさせていただきます。

今回、専決処分とされるご説明がありました除排雪事業にかかる件と公共施設等の除雪等に係る緊急雇用対策についての補正予算でございます。

美唄市におきましては、去年は記録的な豪雪被害を経験したところでありますけれども、本年は寒波が続く昨年とは若干状況が異なり、積雪量が思いのほか、多いものと考えてるところでございます。一方、本年1月の中旬には、降雪も一定の落ち着きを見せ、このまま冬を乗り切るのではないかと希望の観測も多く市民の皆さんがお持ちになられたのも事実ではないでしょうか。

しかし、2月に入りまして、先日の連続した降雪もございまして、市内の生活道路は緊急自動車の走行にも影響が生じる状況になっております。特に、幹線道路と生活道路等の交差点における状況は早急な安全対策が求められているものではないかと考えております。今回の専決処分は1月28日に行われたものであり、この専決処分の新聞報道については、2月6日の北海道新聞に一部掲載がされておりました。この1月、2月の間、積雪の状況や当初予算の内容もそれぞれ異なるものとは思いますが、管内近隣自治体において

も各自治体の議会の臨時会での除排雪にかかる補正予算について報道が多く出されておりました。やはり、市民の皆さんに対して、降雪と積雪の状況や除排雪の計画及び状況、その辺の実態を知っていただくためにも議会議論を通じて、市民生活への安心・安全につなげていくことが大切なことではないかと考えているところでございます。

そこで、今回の一般会計補正予算は、除排雪事業にかかるものであり、市民生活などに直接影響のある重要な内容でございます。時間的余裕のない判断と執行が求められるものとして、専決処分が行われたのではないかと考えます。

また、これらの事業及び予算の内容については、一定の理解のできるものではないかと考えるところでございますけれども、ご説明の中で専決処分の根拠が簡単にふれられておりました。

そこで、改めて言うことではないかもしれませんが、地方公共団体の行財政運営は当該地方公共団体が法律上認められた権限に基づき、自らの判断と責任において意思決定を行い、これに従ってなされるものであり、然るに、地方公共団体の意思決定のうち重要なものについては、地方公共団体の議会の議決によることとされております。これは、地方自治法第 96 条に地方自治体の議会の議決事件として規定がございます。地方自治法同条の第 1 項第 2 号には予算を定めることとの規定もございます。当然、補正予算も議決案件とされるものでございます。一方、このことは、非常に重要と考えられる事項であるがゆえに自治法第 179 条第 1 項に、議決事件に

ついては、行財政運営や市民生活に大きな影響を与える場合もあり、長が当該事項を専決処分し、これに基づいて事務処理ができるものとされております。

しかし、この専決処分に関しても極めて制限がされているものでございます。基本的には、議会の在任議員数が議員定数の 2 分の 1 に達しない場合や、長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときなど、議会を招集し議決を行うことが困難な場合などに限定されているものと考えるところでございます。

そこで、市長から、ただいまご説明のあった平成 24 年度一般会計補正予算（第 8 号）を専決処分として判断された具体的な根拠と既定予算の執行見込みと不足する事業の見積もり、そして財源確保の見通し等の具体的な経過について伺いをいたします。

また、今ほどもふれたように、地方自治法第 179 条第 1 項で長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認めるとき、この内容については行政実例では議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるか否かは、長の裁量によって決定すべきであるが、長の認定には客観性がなければならないとされております。この客観性について市長のご認識を伺います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 倉本議員の質問にお答えいたします。

専決処分とした具体的な根拠についてであります。予算の補正については、地方自治

法上、議会の議決を要するものと認識をしております。

このたびは予算の執行、着手等に特に緊急を要する事件であったことから、議会を招集する時間的な余裕がないものと判断し、地方自治法第 179 条の規定に基づき専決処分としたものであります。

専決処分に至る経過についてであります、道の緊急雇用対策事業補助金を活用した除排雪等豪雪対策事業については、南空知を中心とした大雪に伴い、1 月 17 日北海道空知総合振興局から緊急雇用対策事業の対象となる高齢者独居世帯及び空き家、公共施設の除排雪の事業計画を至急取りまとめるよう通知がありました。この通知を受けて 1 月 25 日付で道に事業計画書を提出し、予算の配分など事業実施の見通しがついたところであり、ハローワークを通じた求人など事務手続に緊急を要したものであります。

次に、除排雪事業については、年明け大雪とその後、降雪が続いたことから 1 月 22 日の時点で予算が不足することが見込まれたため、平年ベースでの降雪があった場合の排雪費用の積算を行った結果、1 億 1,000 万円の増額補正が必要となり 1 月末からの排雪費用の対応のための緊急を要したものであります。

なお、除排雪事業の特別交付税については、国、道へその確保について要請したものであります。

以上申し上げましたとおり、今回の補正予算の専決については、事務手続や予算執行着手が急がれることから、議会を招集する時間的な余裕がなかったものと判断し専決処分を行ったものであります。

いずれにいたしましても、議会の議決事項については、十分尊重しなければならないものと考えており、今後とも慎重に取り扱ってまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 1 番、倉本賢議員。

●1 番倉本賢議員 ただいま市長からお答えをいただきましたが、今次、補正予算の専決につきましても、事務手続が予算執行の着手が急がれ、議会を招集する時間的な余裕がなかったとのことご答弁でございます。

そこで、時間的な余裕がないという認識についてでございますが、地方自治法における当該専決処分の基本的な考え方については、地方公共団体は多種多様な事務を処理しているわけであり、例えば、災害復旧事業にかかる応急復旧事業のごとく急を要する契約案件のような場合には、議会を招集して議決を得て契約するのでは時期を逸することになることが明らかであると考えられることから、長の裁量において専決処分することができるともしているものであると考えます。

一方、議会の招集については、開会の日前、市にあっては 7 日までに告示すべきものとされておりますけれども、緊急を要する場合はすぐにでも招集は可能であり、私は、この専決については、極めて限定される状況における場合のみ専決処分が行われるものではないかと理解してるところでございます。

今回の専決処分に係る経過とご判断については、ご説明を受けたところでありますけれども、今後とも専決処分の取り扱いにつきましても、地方自治法の規定と解釈をより慎重に行われ、市議会との出来る限りタイムリー

な調整も緊張感を持って臨まれることが必要ではないかと思われまじけれども、市長はどのようにお考えになるのかお聞きをいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 倉本議員の質疑にお答えいたします。

専決処分についての認識についてであります。今後におきましても、法の趣旨規定に基いて臨時会の招集を含め、議会と事前に協議をしたなか慎重に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長内馬場克康君 これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**承認第1号専決処分の承認を求める件**は、原案のとおり**承認**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第15、議案第1号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件ないし日程の第39、議案第25号石狩川流域下水道効果促進事業、汚泥等受け入れ施設建設事業に対する支援に関する事務の委託の件の以上25件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第1号の美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、給与独自削減措置が本年3月末をもって終了することから、美唄市財政健全化計画の推進を図り、現在の独自削減措置を1年継続実施するため必要な改正を行うものであります。

次は、議案第2号美唄市給与条例の一部改正の件であります。

本件は、給与独自削減措置が本年3月末をもって終了することから、美唄市財政健全化計画の推進を図り、現在の独自削減措置を1年継続実施するため必要な改正を行うものであります。

次は、議案第3号美唄市防災会議条例及び美唄市災害対策本部条例の一部改正の件であります。

本件は、災害対策基本法の一部を改正する法律の制定により、防災会議の組織と所掌事務及び条例中の引用条項について改正を行うほか、条例の整備に関し必要な改正を行うものであります。

次は、議案第6号美唄市暴力団の排除の推進に関する条例制定の件であります。

本件は、平成23年4月に制定された北海道暴力団の排除の推進に関する条例に準じ、本市においても市民、事業者、行政などが一体となって暴力団排除に取り組み、市民が安全

で安心して暮らせる社会の実現を目指すために条例を制定するものであります。

次は、議案第 7 号美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法の制定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格に関する基準については、当該市町村の条例で定めることとされたことから、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 8 号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件であります。

本件は、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の制定により、障害者自立支援法が改正されたことに伴う必要な改正を行うほか、障がい者福祉におけるノーマライゼーションの普及・啓発の上で、障害の「害」の字がマイナスイメージを与えることから、条例中の表記を平仮名に改めるとともに、条例の整備に関し必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 9 号美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例制定の件であります。

本件は、地域主権改革一括法の制定により、介護保険法及び老人福祉法が改正され、指定地域密着型サービスの事業の基準については、

当該市町村の条例で定めることとされたことから条例を制定するものであります。

次は、議案第 10 号美唄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例制定の件であります。

本件は、地域主権改革一括法の制定により、介護保険法及び老人福祉法が制定され、指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準等については、当該市町村の条例で定めることとされたことから、条例を制定するものであります。

次は、議案第 11 号美唄市新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件であります。

本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定により、病原性の高い新型インフルエンザ等が国内に蔓延した場合、市町村は国と整合性のある対策を効果的に推進するため、対策本部を直ちに設置しなければならないことから、条例を制定するものであります。

次は、議案第 12 号美唄市道路の構造の技術的基準等を定める条例制定の件であります。

本件は、地域主権改革一括法の制定により、道路法が改正され、道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する基準については、当該市町村の条例で定めることとされたことから、条例を制定するものであります。

次は、議案第 13 号美唄市準用河川管理施設等の構造の基準を定める条例制定の件であります。

本件は、地域主権改革一括法の制定により河川法が改正され、準用河川の管理施設等の構造の基準については、当該市町村の条例で定めることとされたことから、条例を制定するものであります。

次は、議案第 14 号美唄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定の件であります。

本件は、地域主権一括法の制定により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、駅、官公庁及び福祉施設などを結ぶ特定道路に関わる歩道の勾配や構造、バス停留所などの整備基準については、当該市町村の条例で定めることとされたことから、条例を制定するものであります。

次は、議案第 15 号美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者管理者の資格基準に関する条例制定の件であります。

本件は、地域主権改革一括法の制定により、水道法が改正され、布設工事監督者に関する配置基準及び資格基準、水道技術者管理者の資格基準については当該市町村の条例で定めることとされたことから、条例を制定するものであります。

次は、議案第 16 号美唄市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例制定の件であります。

本件は、地域主権改革一括法の制定により、下水道法が改正され、公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理に関する技術上の基準については、当該市町村の条例で定めることとされたことから、条例を制定するものであります。

次は、議案第 17 号美唄市道路占用条例の一部改正の件であります。

本件は、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行例の一部を改正する政令の制定により、道路法施工令が改正され、道路の占用の

許可に係る工作物、物件または施設に太陽光発電設備及び風力発電設備、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設が追加されたことに伴う改正を行うほか、条例の制定に関し必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 18 号美唄市都市公園条例の一部改正の件であります。

本件は、地域主権改革一括法の制定により、都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、市民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準、都市公園の配置及び規模の基準、公園施設の設置基準、移動等円滑化の促進に係る特定公園施設の設置基準については、当該市町村の条例で定めることとされたことから、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 19 号美唄市市営住宅管理条例の一部改正の件であります。

本件は、地域主権改革一括法の制定により、公営住宅法が改正され、市営住宅に係る整備基準及び入居収入基準については、当該市町村の条例で定めることとされたことから必要な改正を行うほか、入居資格要件について見直すものであります。

次は、議案第 20 号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件であります。

本件は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく、長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料について新設するほか、都市の低炭素化の促進に関する法律の制定により、低炭素建築物新築等計画申請手数料について新設するものであります。

次は、議案第 25 号石狩川流域下水道効果促

進事業・汚泥等受入施設建設業に対する支援に関する事務の委託の件であります。

本件は、石狩川流域下水道組合・6市6町が行うし尿の共同処理、石狩川流域下水道効果促進事業・汚泥等受入施設建設事業については、社会資本整備総合交付金の支援を得て実施するとともに、当該交付金の申請事務等について滝川市が代表市として行うこととされているため新たに規約を定め、地方自治法の規定により、当該事務を滝川市に委託するものであります。

次は、議案第4号、議案第5号及び議案第21号から議案第24号指定管理者の指定の件であります。

これらの案件は、地方自治法の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

初めに、議案第4号「美唄市民会館、美唄市立公民館、美唄市立公民館拓北分館、美唄市立公民館桜井邸分館」の指定管理者には特定非営利活動法人美唄市文化協会を、議案第5号「美唄市宮野球場、美唄市宮陸上競技場、サン・スポーツランド美唄」の指定管理者には株式会社アンビックスを、議案第21号「美唄市一般廃棄物最終処分場」の指定管理者には有限会社北美環境管理を、議案第22号「美唄市リサイクルセンター」の指定管理者には公益社団法人美唄市シルバー人材センターを、議案第23号「美唄市南美唄福祉会館」の指定管理者には美唄市南美唄福祉会館運営委員会を、最後に、議案第24号「美唄国設スキー場、美唄市体験交流施設、美唄市パークゴルフ場」の指定管理者には株式会社アンビックスをそれぞれ指定しようとするものであります。

なお、指定の期間につきましては、いずれも平成25年4月1日から平成28年3月31日までであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君　ただいま提案理由の説明がありました議案第1号ないし議案第25号の以上25件に条件については、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上審査することにいたしたいと思います。

これより、議案第1号ないし議案第25号の以上25件について一括大綱質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第1号ないし議案第5号の以上5件は総務・文教委員会に、議案第6号ないし議案第25号の以上20件は、産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上審査することにいたします。

●議長内馬場克康君　次に日程の第40、議案第26号平成24年度美唄市一般会計補正予算第9号ないし日程の第50、議案第36号平成25年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上11件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇）　ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第26号平成24年度美唄市一般会計補正予算第9号であります。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為、第4条地方債

について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億0,384万5,000円を増額補正し、補正後の予算総額を167億9,606万円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、総務費には、国の補正予算により茶志内・中村・日東地区における集落機能の維持・活性化に向けた取り組みに対して補助する地域コミュニティ活性化支援事業を、また、寄附金に伴い福祉基金へ組み立てを行う基金積立金をそれぞれ計上いたしました。

民生費には、新規利用者が増加したこと及び利用者個々の障害程度の重度化による支援費用単価が増大したことなどによる扶助費の増額及び平成23年度国庫負担金の返還を行う施設利用支援事業を、また、補正予算第7号において予算計上をしておりましたが、このたび道が基準単価を増額したことにより、事業者への経費の一部を追加補助する介護基盤緊急整備等補助事業をそれぞれ計上いたしました。

農林費には、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して支援し、農業者所得の安定を図る戸別所得保障制度推進事業を、また、国の補正予算により道営農地整備事業の中美唄地区に予算配分がされたことに伴い、農家負担軽減対策として行う食料供給基盤強化特別対策事業をそれぞれ計上いたしました。

土木費には、国の補正予算により北海道開発予算の地域住宅計画分として予算配分されることとなったため、改修工事を行い建物の長寿命化等を図る公営住宅改善事業を計上い

たしました。

教育費には、国の補正予算により小中学校の改修工事を行い学習環境の改善や安全で安心な教育環境を確保する小学校大規模改修事業及び中学校大規模改修事業をそれぞれ計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金、道支出金、寄附金、繰越金及び市債をそれぞれ計上し財源対応をいたしました。

第2条繰越明許費につきましては、当補正予算第9号にて計上している地域コミュニティ活性化支援事業、公営住宅改善事業、小学校大規模改修事業及び中学校大規模改修事業、また、当初予算、補正予算第7号及び当補正予算第9号において計上している食料供給基盤強化特別対策事業について、平成24年度中に事業が完了できないことから繰越明許費を設定するものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、当市議会定例会において、提案している各施設指定管理者の指定に伴い債務負担行為を追加するものであります。また、美唄情報開発学園が学生数や各種訓練講座などの受講者数の減少により依然として厳しい経営状況にあることから、学園の経営安定化を図るため損失補償費の債務負担行為を変更するものであります。

第4条地方債の補正につきましては、食料供給基盤強化特別対策事業、公営住宅改善事業、小学校大規模改修事業及び中学校大規模改修事業の補正に伴い農業基盤整備債、市営住宅整備債及び義務教育施設整備債の限度額をそれぞれ変更しようとするものであります。

また、当初予算及び補正予算第3号において計上していたパークゴルフ場整備事業について、工事費に計画変更が生じたことから、地方債において財源対応するため、交流施設整備債の限度額を変更しようとするものであります。

次に、平成25年度各会計予算について申し上げます。

平成25年度の予算編成につきましては、美唄市財政健全化計画を早期に達成するため、引き続き抑制基調としながらも、びばい未来交響プラン・第6期美唄市総合計画の都市像に掲げている「食・農・アートが響き合う 緑のまち 美唄」の実現を目指し、地域経済の活性化、自然環境の保全や生活環境の整備、安全・安心の確保、人づくりを重点施策として限られた財源の中で事業の選択と集中を図りながら、所要の事業について予算計上したところであります。

この結果、全会計の予算の総額は291億0,752万3,000円となりました。以下、会計ごとに予算の概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第27号平成25年度美唄市一般会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を164億7,589万5,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。以下、歳出の主なものについて申し上げますと、議会費には議会の運営に要する一般管理事務などを、総務費には移住・定住促進事業や美唄市バス路線維持費補助事業、美唄サテライト・キャンパス事業などを、民生費には地域子育て拠点

支援事業や認定こども園管理運営事業などを、衛生費には生ごみ堆肥化施設整備事業やごみ広域処理焼却施設整備事業などを、労働費には緊急雇用対策事業などを、農林費には農地水保全管理支払交付事業や食料供給基盤強化特別対策事業などを、商工費には農商工連携推進助成事業や地域力広域連携チャレンジ事業などを、土木費には道路新設改良事業や橋りょう新設改良事業などを、消防費には消防車両整備事業や消防水利整備事業などを、教育費には小・中学校大規模改修事業や学力向上プロジェクト推進事業などを、公債費には市債の元利償還金などを、職員費には一般会計職員の給料等に要する経費などを、諸支出金には特別会計に対する繰出金などをそれぞれ計上いたしました。

一方、歳出歳入の主なものといましては、市税、地方交付税、国庫支出金、市債などを計上いたしました。

第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金についてそれぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第28号平成25年度美唄市民バス会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を4,361万1,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は第1表のとおりであります。

歳入の主なものについて申し上げますと、市民バス運行費に4,261万1,000円を計上いたしました。

一方、歳入の主なものといましては、使用料及び手数料に1,253万5,000円を計上いたしました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第29号平成25年度美唄市国民健康保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を38億4,150万1,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に27億0,322万円を計上いたしました。

一方、歳入の主なものにつきましては、国庫支出金に8億6,390万2,000円を計上いたしました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第30号平成25年度美唄市下水道会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を20億2,973万9,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、下水道費4億9,639万4,000円を計上いたしました。

一方、歳入の主なものにつきましては、市債に7億5,030万円を計上いたしました。

第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金についてそれぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第31号平成25年度美唄市介護保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を26億3,887万1,000円と定めようとするのであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に24億7,946万1,000円を計上いたしました。

一方、歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金に7億3,015万5,000円を計上いたしました。

第2条は、一時借入金について定めようとするのであります。

次は、議案第32号平成25年度美唄市介護サービス事業会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を2億2,055万5,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費に1億7,303万2,000円を計上いたしました。

一方、歳入の主なものにつきましては、サービス収入に2億2,023万4,000円を計上いたしました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第33号平成25年度美唄市後期高齢者医療会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を7億6,393万9,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳入の主なものについて申し上げますと、

北海道後期高齢者医療広域連合納付金に 7 億 5,552 万 5,000 円を計上いたしました。

一方、歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料に 2 億 6,775 万 9,000 円を計上いたしました。

次は、議案第 34 号平成 25 年度市立美唄病院事業会計予算であります。

第 2 条は、病床数、年間患者数及び一日平均患者数の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第 3 条から第 8 条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第 35 号平成 25 年度美唄市水道事業会計予算であります。

第 2 条は、給水戸数、年間総配水量、1 日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第 3 条から第 9 条までは、収益的収入及び支出資本的収入及び支出、起債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額についてそれぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第 36 号平成 25 年度美唄市工業用水道事業会計予算であります。

第 2 条は給水事業所数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第 3 条から第 8 条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、起債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金についてそれぞれ定めようとするもので

あります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第 26 号ないし議案第 36 号の以上 11 件については大綱質疑にとどめ、のちほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第 26 号ないし議案第 36 号の以上 11 件について一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

議案第 26 号ないし議案第 36 号の以上 11 件については 13 人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、

倉本 賢議員、長谷川吉春議員、
谷村知重議員、丸山文靖議員、
本郷幸治議員、森川 明議員、
吉岡文子議員、桜井龍雄議員、
金子義彦議員、高田正則議員、

五十嵐聡議員、小関勝教議員

土井敏興議員

の以上 13 人の議員を指名いたします。

●内馬場克康君 次に日程の第 51、請願第 1 号、年金 2.5%の削減中止を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第 1 号については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思
います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、請願第 1 号は、産業・厚生委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

●内馬場克康君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 48 分 散会

